

# 令和6年3月成田市議会定例会議案資料

## (改正する条例の新旧対照表)

1. 改正がある部分の属する条のみを表示することとし、改正を要する条の中に改正を要しない項、号等がある場合は、それらの項、号等の規定部分を「略」と表示する。
2. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄にも下線が付されている部分がある場合は、現行の欄の下線が付されている部分を改正案の欄の下線が付されている部分に改める。
3. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されていない場合は、現行の欄の下線が付されている部分を削る。
4. 現行の欄に下線が付されていない部分がなく、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されている部分がある場合は、改正案の欄の下線が付されている部分を加える。

議案番号	改正する条例の名称	頁
7	・成田市行政組織条例	3
8	・成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	3
9	・成田市副市長定数条例	6
10	・成田市任期付職員の採用に関する条例	6
	・成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	6
13	・成田市手数料条例	7
14	・成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	24
15	・成田市保育所設置条例の一部を改正する条例	25
16	・成田市国民健康保険税条例	25
17	・成田市介護保険条例	31
18	・成田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	36
	・成田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	67
	・成田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	76
	・成田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	83
19	・成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	90
20	・成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例	90
21	・成田市営住宅条例	91
22	・成田市開発行為等の基準に関する条例	92
23	・成田市下水道事業の設置等に関する条例	93
	・成田市水道事業の設置等に関する条例	93

○議案第7号資料

・成田市行政組織条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(部の設置及び事務分掌)</p> <p>第2条 略</p> <p>企画政策部～福祉部 略</p> <p>健康こども部</p> <p>(1) <u>子育て支援に関すること。</u></p> <p>(2) <u>母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。</u></p> <p>(3) <u>保育に関すること。</u></p> <p>(4) <u>保健衛生に関すること。</u></p> <p>経済部～都市部 略</p>	<p>(部の設置及び事務分掌)</p> <p>第2条 略</p> <p>企画政策部～福祉部 略</p> <p><u>こども未来部</u></p> <p>(1) <u>こども政策に関すること。</u></p> <p>(2) <u>子育て支援に関すること。</u></p> <p>(3) <u>保育に関すること。</u></p> <p><u>健康推進部</u></p> <p>(1) <u>地域医療に関すること。</u></p> <p>(2) <u>保健衛生に関すること。</u></p> <p>経済部～都市部 略</p>

○議案第8号資料

・成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(用語の意義)	(用語の意義)

現行	改正案												
<p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の執行機関の欄に掲げる執行機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務、別表第2の執行機関の欄に掲げる執行機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市の執行機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる<u>特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="170 1225 1115 1367"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 1225 434 1273">執行機関</th> <th data-bbox="434 1225 1115 1273">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="170 1273 1115 1321">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1321 434 1367">14 教育委員会</td> <td data-bbox="434 1321 1115 1367">経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	略		14 教育委員会	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生	<p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の執行機関の欄に掲げる執行機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務、別表第2の執行機関の欄に掲げる執行機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="1144 1225 2089 1367"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 1225 1408 1273">執行機関</th> <th data-bbox="1408 1225 2089 1273">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1144 1273 2089 1321">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1321 1408 1367">14 教育委員会</td> <td data-bbox="1408 1321 2089 1367">経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	略		14 教育委員会	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生
執行機関	事務												
略													
14 教育委員会	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生												
執行機関	事務												
略													
14 教育委員会	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生												

現行			改正案		
	徒又は入学予定者の保護者に対し，当該児童生徒又は入学予定者の就学に要する経費の一部として，就学援助費を支給する事務(法別表第1の27の項に掲げる事務に係るものを除く。以下「就学援助事務」という。)であって規則で定めるもの			徒又は入学予定者の保護者に対し，当該児童生徒又は入学予定者の就学に要する経費の一部として，就学援助費を支給する事務(法別表の27の項に掲げる事務に係るものを除く。以下「就学援助事務」という。)であって規則で定めるもの	
別表第2			別表第2		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
略			略		
6 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。), 介護保険給付等関係情報, 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	6 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は <u>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)</u> による地方税若しくは <u>森林環境税</u> の賦課徴収又は地方税若しくは <u>森林環境税</u> に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。), 介護保険給付等関係情報, 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
略			略		

○議案第9号資料

・成田市副市長定数条例新旧対照表

現行	改正案
地方自治法(昭和22年法律第67号)第161条第2項の規定により、本市の副市長の定数を <u>1人</u> とする。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第161条第2項の規定により、本市の副市長の定数を <u>2人</u> とする。

○議案第10号資料

・成田市任期付職員の採用に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(短時間勤務職員の任期を定めた採用) 第4条 略 2 略 3 略  (1)・(2) 略	(短時間勤務職員の任期を定めた採用) 第4条 略 2 略 3 略  <u>(1)</u> 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の2第1項の規定による承認 <u>(2)</u> ・ <u>(3)</u> 略

・成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(給与の減額) 第15条 略 2 職員が介護休暇、組合休暇又は部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内	(給与の減額) 第15条 略 2 職員が介護休暇、組合休暇、 <u>部分休業</u> (当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の

現行	改正案
<p>の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p>	<p>時間に限る。)を勤務しないことをいう。)又は<u>修学部分休業(当該職員が教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部(当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内の時間に限る。))を勤務しないことをいう。)</u>の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p>

○議案第13号資料

・成田市手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>(多機能端末機により証明書等の交付を受ける場合の手数料の特例)</p> <p>9 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機をいう。)により証明書等の交付を受ける場合における別表第1から別表第4までの規定の適用については、別表第1納税及び公課に関する証明書の交付手数料の項金額の欄中「300円」とあるのは「200円」と、別表第2戸籍の謄・抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍の記録事項の証明書の交付手数料の項金額の欄中「450円」とあるのは「350円」と、別表第3住民票又は除票の写しの交付手数料の項金額の欄中「300円」とあるのは「200円」と、同表戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの</p>	<p>附 則</p> <p>(多機能端末機により証明書等の交付を受ける場合の手数料の特例)</p> <p>9 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機をいう。)により証明書等の交付を受ける場合における別表第1から別表第4までの規定の適用については、別表第1納税及び公課に関する証明書の交付手数料の項金額の欄中「300円」とあるのは「200円」と、別表第2戸籍の謄・抄本又は<u>戸籍証明書</u>の交付手数料の項金額の欄中「450円」とあるのは「350円」と、別表第3住民票又は除票の写しの交付手数料の項金額の欄中「300円」とあるのは「200円」と、同表戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付手数料の項金額の欄中「300円」とある</p>

現行	改正案														
<p>交付手数料の項金額の欄中「300円」とあるのは「200円」と、別表第4印鑑登録に関する証明書の交付手数料の項金額の欄中「300円」とあるのは「200円」とする。</p>	<p>のは「200円」と、別表第4印鑑登録に関する証明書の交付手数料の項金額の欄中「300円」とあるのは「200円」とする。</p>														
<p>別表第2 戸籍法(昭和22年法律第224号)関係手数料</p>	<p>別表第2 戸籍法(昭和22年法律第224号)関係手数料</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 523 645 571">手数料の種類</th> <th data-bbox="645 523 1115 571">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 571 645 715"> <p>戸籍の謄・抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍の記録事項の証明書の交付手数料</p> </td> <td data-bbox="645 571 1115 715"> <p>1通につき 450円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 715 645 1364"> <p>戸籍の記載事項に関する証明書の交付手数料</p> </td> <td data-bbox="645 715 1115 1364"> <p>証明事項1件につき 350円</p> </td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種類	金額	<p>戸籍の謄・抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍の記録事項の証明書の交付手数料</p>	<p>1通につき 450円</p>	<p>戸籍の記載事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>証明事項1件につき 350円</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1151 523 1621 571">手数料の種類</th> <th data-bbox="1621 523 2092 571">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 571 1621 715"> <p>戸籍の謄・抄本又は戸籍証明書の交付手数料</p> </td> <td data-bbox="1621 571 2092 715"> <p>1通につき 450円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 715 1621 810"> <p>戸籍の記載事項に関する証明書の交付手数料</p> </td> <td data-bbox="1621 715 2092 810"> <p>証明事項1件につき 350円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 810 1621 1364"> <p>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるもの)に限る。以下この表において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により</p> </td> <td data-bbox="1621 810 2092 1364"> <p>1件につき 400円</p> </td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種類	金額	<p>戸籍の謄・抄本又は戸籍証明書の交付手数料</p>	<p>1通につき 450円</p>	<p>戸籍の記載事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>証明事項1件につき 350円</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるもの)に限る。以下この表において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により</p>	<p>1件につき 400円</p>
手数料の種類	金額														
<p>戸籍の謄・抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍の記録事項の証明書の交付手数料</p>	<p>1通につき 450円</p>														
<p>戸籍の記載事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>証明事項1件につき 350円</p>														
手数料の種類	金額														
<p>戸籍の謄・抄本又は戸籍証明書の交付手数料</p>	<p>1通につき 450円</p>														
<p>戸籍の記載事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>証明事項1件につき 350円</p>														
<p>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるもの)に限る。以下この表において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により</p>	<p>1件につき 400円</p>														



現行		改正案	
		行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
除かれた戸籍の謄・抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍の記録事項の証明書の交付手数料	1通につき 750円	除かれた戸籍の謄・抄本又は除籍証明書の交付手数料	1通につき 750円
除かれた戸籍の記載事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき 450円	除かれた戸籍の記載事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき 450円
		除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及	1件につき 700円

現行		改正案	
		び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍に関する届書その他の書類の記載事項の証明書の交付手数料	1通につき 350円(婚姻, 離婚, 養子縁組, 養子離縁又は認知の届出の受理について, 上質紙を用いる場合には, 1通につき1,400円)	戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明書, 戸籍に関する届書その他の書類の記載事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料	1通につき 350円(婚姻, 離婚, 養子縁組, 養子離縁又は認知の届出の受理について, 上質紙を用いる場合には, 1通につき1,400円)
戸籍に関する届書その他の書類の閲覧手数料	1件につき 350円	戸籍に関する届書その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	1件につき 350円

別表第7

建築基準法(昭和25年法律第201号)関係手数料

手数料の種類	区分	金額
略		
建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として		1件につき 160,000円

別表第7

建築基準法(昭和25年法律第201号)関係手数料

手数料の種類	区分	金額
略		
建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として		1件につき 160,000円

現行			改正案		
使用する場合 の制限の緩和 に係る許可申 請手数料			使用する場合 の制限の緩和 に係る許可申 請手数料		
			<u>既存不適格建 築物の大規模 の修繕又は大 規模の模様替 を行う場合の 敷地と道路と の関係に係る 特例認定申請 手数料</u>	<u>1件につき</u>	<u>27,000円</u>
			<u>既存不適格建 築物の大規模 の修繕又は大 規模の模様替 を行う場合の 道路内の建築 制限に係る特 例認定申請手 数料</u>	<u>1件につき</u>	<u>27,000円</u>
既存不適格建 築物の移転の		1件につき 27,000円	既存不適格建 築物の移転の		1件につき 27,000円

現行			改正案		
特例認定申請 手数料			特例認定申請 手数料		
別表第11 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)関係手数料			別表第11 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)関係手数料		
手数料の 種類	区分	金額	手数料の 種類	区分	金額
低炭素建 築物新築 等計画認 定申請手 数料	申請に係 る低炭素 建築物新 築等計画 につい て、共同 住宅、長 屋その他 一戸建て の住宅以 外の住宅 (以下こ の項にお いて「共 同住宅 等」とい う。)及び	略	低炭素建 築物新築 等計画認 定申請手 数料	申請に係 る低炭素 建築物新 築等計画 につい て、共同 住宅、長 屋その他 一戸建て の住宅以 外の住宅 (以下こ の項にお いて「共 同住宅 等」とい う。)及び	略

現行		改正案	
	<p>一戸建ての住宅以外の建築物（以下この項において「非住宅建築物」という。）並びに共同住宅等に住宅以外の部分を含んだ建築物（以下この項において「複合建築物」という。）の住宅以外の部分については建</p>		<p>一戸建ての住宅以外の建築物（以下この項において「非住宅建築物」という。）並びに共同住宅等に住宅以外の部分を含んだ建築物（以下この項において「複合建築物」という。）の住宅以外の部分については建</p>

現行		改正案	
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、それ以外については住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1</p>		<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、それ以外については住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条</p>	

現行		改正案	
<p>項に規定する登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合又はこれに類するものとして市長が定めるものが提出され</p>		<p>第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合又はこれに類するものとして市長が定めるものが提出</p>	

現行			改正案		
	た場合			された場合	
	略			略	
略			略		
別表第12			別表第12		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料			建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料		
手数料の種類	区分	金額	手数料の種類	区分	金額
略			略		
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について、共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅(以下この表において「共同住宅等」という。)及び一戸建ての住宅以外の建築物(以下この表において	略	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について、共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅(以下この表において「共同住宅等」という。)及び一戸建ての住宅以外の建築物(以下この表において	略



現行		改正案	
<p>「非住宅建築物」という。)並びに共同住宅等に住宅以外の部分を含んだ建築物(以下この表において「複合建築物」という。)の住宅以外の部分については建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)により、それ以外については住</p>		<p>「非住宅建築物」という。)並びに共同住宅等に住宅以外の部分を含んだ建築物(以下この表において「複合建築物」という。)の住宅以外の部分については建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)により、それ以外については住</p>	

現行		改正案	
<p>宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。)により、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合又はこれに類するものとして市長が定めるものが提出された場合</p>		<p>宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。)により、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合又はこれに類するものとして市長が定めるものが提出された場合</p>	
略		略	
備考		備考	

現行		改正案	
	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項</u>各号に掲げる事項について記載があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ申請されたものとみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。</p> <p>4 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項</u>の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に、別表第7の定めるところにより算定した建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の額を加算した額とする。</p>		<p>1・2 略</p> <p>3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項</u>各号に掲げる事項について記載があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ申請されたものとみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。</p> <p>4 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項</u>の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に、別表第7の定めるところにより算定した建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の額を加算した額とする。</p>
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>略</p> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項</u>各号に掲げる事項について記載があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ申請されたものとみなして、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>4 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の備考の4の規定は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法</u></p>	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>略</p> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項</u>各号に掲げる事項について記載があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ申請されたものとみなして、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>4 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の備考の4の規定は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する</u></p>

現行			改正案		
料	法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出があった場合について準用する。		料	法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出があった場合について準用する。	
建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	申請に係る建築物について、非住宅建築物及び複合建築物の住宅以外の部分については登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、それ以外については登録住宅性能評価機関により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものである場合又は	略	建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	申請に係る建築物について、非住宅建築物及び複合建築物の住宅以外の部分については登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、それ以外については登録住宅性能評価機関により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものである場合	略

現行		改正案	
次に掲げる書類 が提出された場 合		又は次に掲げる 書類が提出され た場合	
ア <u>建築物の エネルギー 消費性能の 向上に關す る法律第35 条第1項に 規定する認 定に係る建 築物のエネ ルギー消費 性能の向上 に關する法 律施行規則 (平成28年国 土交通省令 第5号)第25 条第2項に 規定する通 知書の写し 及び建築基 準法第7条</u>		ア <u>建築物の エネルギー 消費性能の 向上等に關 する法律第 35条第1項 に規定する 認定に係る 建築物のエ ネルギー消 費性能の向 上等に關す る法律施行 規則(平成28 年国土交通 省令第5号) 第25条第2 項に規定す る通知書の 写し及び建 築基準法第</u>	

現行			改正案		
	第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下この項において「検査済証」という。)の交付を受けたことを証する書類 イ・ウ 略			7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下この項において「検査済証」という。)の交付を受けたことを証する書類 イ・ウ 略	
略			略		

別表第17

消防法(昭和23年法律第186号)関係手数料

手数料の種類	区分		金額
略			
危険物の貯蔵所の設置の許可申請手数料	略		
	浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上5,000	1件につき <u>1,180,000円</u>

別表第17

消防法(昭和23年法律第186号)関係手数料

手数料の種類	区分		金額
略			
危険物の貯蔵所の設置の許可申請手数料	略		
	浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上5,000	1件につき <u>1,450,000円</u>

現行			改正案		
及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	キロリットル未満のもの		及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	キロリットル未満のもの	
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>1,410,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>1,720,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>1,590,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>1,920,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>1,950,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>2,360,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>2,270,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>2,740,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が200,000キ	1件につき <u>4,550,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が200,000キ	1件につき <u>5,640,000円</u>	

現行				改正案			
		ロリットル以上 300,000キロリッ トル未満のもの				ロリットル以上 300,000キロリッ トル未満のもの	
		危険物の貯蔵最大 数量が300,000キ ロリットル以上 400,000キロリッ トル未満のもの	1件につき <u>5,820,000円</u>			危険物の貯蔵最大 数量が300,000キ ロリットル以上 400,000キロリッ トル未満のもの	1件につき <u>7,240,000円</u>
		危険物の貯蔵最大 数量が400,000キ ロリットル以上の もの	1件につき <u>7,070,000円</u>			危険物の貯蔵最大 数量が400,000キ ロリットル以上の もの	1件につき <u>8,790,000円</u>
略				略			
略				略			

○議案第14号資料

・成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(<u>掲示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示</u>しなければなら</p>	<p>(<u>掲示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに</u>、</p>



現行	改正案
ない。	電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

○議案第15号資料

・成田市保育所設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則(令和5年条例第23号)</p> <p>この条例は、<u>令和6年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>附 則(令和5年条例第23号)</p> <p>この条例は、<u>公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日</u>から施行する。</p>

○議案第16号資料

・成田市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課</p>

現行	改正案
<p>税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.3</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>19,800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。以下同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。以下同じ。)以外の世</p>	<p>税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.59</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>21,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。以下同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。以下同じ。)以外の世</p>

現行	改正案
<p>帯 <u>17,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>8,500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>12,750円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.73</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,000円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.68</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>15,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条</p>	<p>帯 <u>18,100円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>9,050円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>13,575円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.95</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,900円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.72</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>15,300円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)並びに同条</p>

現行	改正案
<p>第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>13,860円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>11,900円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,950円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>8,925円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>4,900円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>10,500円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>9,900円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,500円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>4,250円</u></p>	<p>第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>14,700円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,670円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,335円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>9,503円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>5,530円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>10,710円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>10,500円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,050円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>4,525円</u></p>

現行	改正案
<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>6,375円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>3,500円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>7,500円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>3,960円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,400円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,700円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,550円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1,400円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>3,000円</u></p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>2,970円</u></p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>6,788円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>3,950円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>7,650円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,200円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,620円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,810円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,715円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1,580円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>3,060円</u></p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,150円</u></p>

現行	改正案
イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,950円</u>	イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,250円</u>
ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,920円</u>	ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,400円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>9,900円</u>	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>10,500円</u>
(2) 略	(2) 略
ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,050円</u>	ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,185円</u>
イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,750円</u>	イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,975円</u>
ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,800円</u>	ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,160円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,500円</u>	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,950円</u>
(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)	(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)
<p>第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。</p>	<p>第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。</p>

現行	改正案
<p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)<u>その他の特例対象被保険者等であること</u>の事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)<u>又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)</u>の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p>

○議案第17号資料

・成田市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する申請者)</p> <p>第2条の3 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(法第8条第23項に規定する複合型サービス(<u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。</u>))に係る指定の申請を行う者に限る。)とする。</p> <p>2 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28,800円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>37,400円</u></p>	<p>(指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する申請者)</p> <p>第2条の3 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(法第8条第23項に規定する複合型サービス(<u>同項第1号に規定するものに限る。</u>))に係る指定の申請を行う者に限る。)とする。</p> <p>2 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28,900円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>43,500円</u></p>

現行	改正案
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,200円</u>	(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,800円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>51,800円</u>	(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>57,200円</u>
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>57,600円</u>	(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>63,600円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>63,300円</u>	(6) 次のいずれかに該当する者 <u>76,300円</u>
ア 略	ア 略
イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ, 第8号イ, 第9号イ, 第10号イ, 第11号イ, 第12号イ, 第13号イ, 第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)	イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ, 第8号イ, 第9号イ, 第10号イ, 第11号イ, 第12号イ, 第13号イ, 第14号イ, <u>第15号イ又は第16号イ</u> に該当する者を除く。)
(7) 次のいずれかに該当する者 <u>69,100円</u>	(7) 次のいずれかに該当する者 <u>82,600円</u>
ア 合計所得金額が120万円以上 <u>150万円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	ア 合計所得金額が120万円以上 <u>210万円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ, 第9号イ, 第10号イ, 第11号イ, 第12号イ, 第13号イ, 第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)	イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ, 第9号イ, 第10号イ, 第11号イ, 第12号イ, 第13号イ, 第14号イ, <u>第15号イ又は第16号イ</u> に該当する者を除く。)
(8) 次のいずれかに該当する者 <u>74,800円</u>	(8) 次のいずれかに該当する者 <u>95,400円</u>
ア 合計所得金額が <u>150万円</u> 以上 <u>190万円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	ア 合計所得金額が <u>210万円</u> 以上 <u>320万円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの



現行	改正案
<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ, 第10号イ, 第11号イ, 第12号イ, 第13号イ, 第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>86,400円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>190万円以上290万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ, 第11号イ, 第12号イ, 第13号イ, 第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>92,100円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>290万円以上380万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ, 第12号イ, 第13号イ, 第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>97,900円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>380万円以上570万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分</p>	<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ, 第10号イ, 第11号イ, 第12号イ, 第13号イ, 第14号イ, <u>第15号イ又は第16号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>108,100円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>320万円以上420万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ, 第11号イ, 第12号イ, 第13号イ, 第14号イ, <u>第15号イ又は第16号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>120,800円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>420万円以上520万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ, 第12号イ, 第13号イ, 第14号イ, <u>第15号イ又は第16号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>133,500円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>520万円以上620万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分</p>

現行	改正案
<p>による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ, 第13号イ, 第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>103,600円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>570万円以上760万円未満</u>である者であり, かつ, 前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって, その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ, 第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>115,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>760万円以上1,000万円未満</u>である者であり, かつ, 前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって, その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>126,700円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>1,000万円以上1,500万円未満</u>である者であり, かつ, 前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって, その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)</p>	<p>による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ, 第13号イ, 第14号イ, 第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>146,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>620万円以上720万円未満</u>である者であり, かつ, 前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって, その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ, 第14号イ, <u>第15号イ又は第16号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>152,600円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>720万円以上820万円未満</u>である者であり, かつ, 前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって, その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ, <u>第15号イ又は第16号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>159,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>820万円以上1,000万円未満</u>である者であり, かつ, 前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって, その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ又は第16号イに該当する者を除く。)</p>

現行	改正案
<p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>138,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>1,500万円以上2,000万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)</p> <p>(16) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>149,700円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>17,200円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>17,200円</u>」とあるのは、「<u>23,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について</p>	<p>る者を除く。)</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>165,300円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>1,000万円以上1,500万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)<u>又は次号イに該当する者を除く。</u>)</p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者 <u>178,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>1,500万円以上2,000万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)<u>に該当する者を除く。</u>)</p> <p>(17) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>190,800円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>18,100円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>18,100円</u>」とあるのは、「<u>30,800円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について</p>

現行	改正案
<p>準用する。この場合において、第2項中「<u>17,200円</u>」とあるのは、「<u>40,300円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得, 喪失等があった場合の保険料額の算定)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。), ロ若しくはニ, 第2号ロ, 第3号ロ, 第4号ロ若しくは第5号ロ又は第3条第1項第6号イ, 第7号イ, 第8号イ, 第9号イ, 第10号イ, 第11号イ, 第12号イ, 第13号イ, 第14号イ若しくは第15号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は, 当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第3条第1項第6号から第15号までのいずれかに規定するものとして月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p>	<p>準用する。この場合において、第2項中「<u>18,100円</u>」とあるのは、「<u>43,500円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得, 喪失等があった場合の保険料額の算定)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。), ロ若しくはニ, 第2号ロ, 第3号ロ, 第4号ロ若しくは第5号ロ又は第3条第1項第6号イ, 第7号イ, 第8号イ, 第9号イ, 第10号イ, 第11号イ, 第12号イ, 第13号イ, 第14号イ, <u>第15号イ若しくは第16号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は, 当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第3条第1項第6号から第16号までのいずれかに規定するものとして月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p>

○議案第18号資料

・成田市指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

現行	改正案
<p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)</u></p> <p>(12) 略</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は<u>同一施設内</u>にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p>	<p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は<u>同一敷地内</u>にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p>

現行	改正案
<p>第24条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>(揭示)</p> <p>第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項の規定</u>による掲示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 略</p>	<p>第24条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</u></p> <p>(9) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>(揭示)</p> <p>第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項の規定</u>による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 略</p>

現行	改正案
<p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>第28条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p>(6) <u>第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(7) <u>第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</u></p> <p>(訪問介護員等の員数)</p>	<p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(6) <u>第28条の規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(7) <u>第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(8) <u>第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</u></p> <p>(訪問介護員等の員数)</p>
<p>第47条 略</p>	<p>第47条 略</p>
<p>2 略</p> <p>3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス</u>、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p>	<p>2 略</p> <p>3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス</u>、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p>
<p>4 略</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>指定介護療養型医療施設</u></p> <p>(12) 略</p>	<p>4 略</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 略</p>

現行	改正案
<p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>6 <u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>7 略 (管理者)</p> <p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は<u>同一敷地内の他の事業所</u>、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該<u>同一敷地内の他の事業所</u>、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事ことができ、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第83条第1項ただし書において同じ。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)</p>	<p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>6 <u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>7 略 (管理者)</p> <p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事ことができ、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第83条第1項ただし書において同じ。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)</p>



現行	改正案
<p>第51条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5)～(7) 略 (記録の整備)</p> <p>第58条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(管理者)</p> <p>第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所</p>	<p>第51条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(7)～(9) 略 (記録の整備)</p> <p>第58条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(管理者)</p> <p>第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所</p>

現行	改正案
<p>ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条の19 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p>	<p>ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条の19 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p>

現行	改正案
<p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(6) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項から第5項まで並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2</p>	<p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項から第5項まで並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2</p>

現行	改正案
<p>項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第3号</u>中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の30 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条の37 略</p>	<p>項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、<u>同項第5号</u>中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の30 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条の37 略</p>

現行	改正案
<p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第65条 略</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1</p>	<p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(8) 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第65条 略</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1</p>

現行	改正案
<p>項に規定する指定居宅サービスをいう。第121条において同じ。), 指定地域密着型サービス, 指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。), 指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第121条において同じ。), 指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。第121条において同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項, 第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は, 共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし, 当該管理者は, 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は, 当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し, 若しくは<u>同一敷地内にある他の事業所, 施設等の職務に従事し, 又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し, かつ, 同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第70条 略</p>	<p>項に規定する指定居宅サービスをいう。第121条において同じ。), 指定地域密着型サービス, 指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。), 指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第121条において同じ。), 指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。第121条において同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項, 第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)</u>について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は, 共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし, 当該管理者は, 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は, 当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し, 若しくは他の事業所, 施設等の職務に従事し, 又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し, かつ, 他の本体事業所等の職務に従事することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第70条 略</p>

現行	改正案
<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5)・(6) 略 (記録の整備)</p> <p>第79条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(6) 略 (従業者の員数等)</p> <p>第82条 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(7)・(8) 略 (記録の整備)</p> <p>第79条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(7) 略 (従業者の員数等)</p> <p>第82条 略</p>

現行			改正案		
2～5 略			2～5 略		
6 略			6 略		
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所, 指定地域密着型特定施設, 指定地域密着型介護老人福祉施設, 指定介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	介護職員	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所, 指定地域密着型特定施設, 指定地域密着型介護老人福祉施設, 指定介護老人福祉施設, 介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員
略			略		
7～13 略 (管理者)			7～13 略 (管理者)		
第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は, 指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし, 当該管理者は, 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は, 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し, 又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務, 同一敷地内の指定定			第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は, 指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし, 当該管理者は, 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は, 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し, 又は他の事業所, 施設等の職務に従事することができる。		



現行	改正案
<p><u>期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)</u>に従事することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第92条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)</u>を行ってはならない。</p> <p>(6) 略</p>	<p>2・3 略</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第92条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修</u></p>

現行	改正案
<p>(7)・(8) 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第107条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第92条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間, その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p>	<p><u>を定期的実施すること。</u></p> <p>(8)・(9) 略</p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p><u>第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は, 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化, 介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため, 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第107条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間, その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p>

現行	改正案
<p>(8) 略 (管理者)</p> <p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができる。</p> <p>2・3 略 (管理者による管理)</p> <p>第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第125条 略</p>	<p>(8) 略 (管理者)</p> <p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>2・3 略 (管理者による管理)</p> <p>第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第125条 略</p> <p><u>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を</u></p>

現行	改正案
<p>2・3 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第127条 略</p> <p>2 略</p>	<p>行う体制を、常時確保していること。</p> <p>(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</p> <p>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p> <p>6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</p> <p>7・8 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第127条 略</p> <p>2 略</p>

現行	改正案
<p>(1) 略</p> <p>(2) 第115条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第117条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第128条 第9条, 第10条, 第12条, 第13条, 第22条, 第28条, 第32条の2, 第34条から第36条まで, 第38条, 第40条から第41条まで, 第59条の11, 第59条の16, 第59条の17第1項から第4項まで, 第99条, 第102条及び第104条の規定は, 指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において, 第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第32条の2第2項, 第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と, 第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と, 第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第102条中「指定小規模</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第128条 第9条, 第10条, 第12条, 第13条, 第22条, 第28条, 第32条の2, 第34条から第36条まで, 第38条, 第40条から第41条まで, 第59条の11, 第59条の16, 第59条の17第1項から第4項まで, 第99条, 第102条, 第104条及び第106条の2の規定は, 指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において, 第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第32条の2第2項, 第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と, 第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と, 第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第102</p>

現行	改正案
<p>多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>8～10 略</p>	<p>条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>8～10 略</p> <p><u>11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする。</u></p> <p><u>(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u></p> <p><u>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</u></p> <p><u>イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u></p> <p><u>ウ 緊急時の体制整備</u></p> <p><u>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検</u></p> <p><u>オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修</u></p>

現行	改正案
<p>(管理者)</p> <p>第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第147条 略</p>	<p>(2) <u>介護機器を複数種類活用していること。</u></p> <p>(3) <u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u></p> <p>(4) <u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等、本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第147条 略</p> <p>2 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めが</u></p>

現行	改正案
<p>2 略 (記録の整備) 第148条 略</p> <p>2 略 (1) 略 (2) 第136条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第138条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>	<p><u>あった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7 略 (記録の整備) 第148条 略</p> <p>2 略 (1) 略 (2) 第136条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第138条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>



現行	改正案
<p>(4) 第146条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(8) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第151条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 略</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(4) 第146条第3項の規定による結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(8) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条及び第106条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第151条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 略</p> <p>(1)・(2) 略</p>

現行	改正案
<p>(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。) 又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</p> <p>(4) 略</p> <p>9～17 略</p> <p>第152条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 医務室は、医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p>	<p>(3) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)</p> <p>(4) 略</p> <p>9～17 略</p> <p>第152条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 医務室は、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を</p>

現行	改正案
<p>(管理者による管理)</p> <p>第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)</u>に従事することができる。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第167条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>(6) 第177条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。</p> <p>(7) 第175条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。</p> <p>(協力病院等)</p> <p>第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</u></p>	<p><u>得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u></p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)</u>に従事することができる。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第167条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。</p> <p>(6) 第177条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>(7) 第175条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録を行うこと。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)</u>を定めておかなければならない。<u>ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより次に掲げる要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p>

現行	改正案
<p>2 略 (記録の整備) 第176条 略</p>	<p>(1) <u>入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>6 略 (記録の整備) 第176条 略</p>

現行	改正案
<p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第155条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間，その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第177条 第9条，第10条，第12条，第13条，第22条，第28条，第32条の2，第34条，第36条，第38条，第40条の2，第41条，第59条の11，第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は，指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において，第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と，同項，第32条の2第2項，第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と，第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し，」とあるのは「入所の際に」と，同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは，要介護認定」とあるのは「要介護認定」と，第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と，第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあ</p>	<p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第155条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第177条 第9条，第10条，第12条，第13条，第22条，第28条，第32条の2，第34条，第36条，第38条，第40条の2，第41条，第59条の11，第59条の15，第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2の規定は，指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において，第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と，同項，第32条の2第2項，第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と，第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し，」とあるのは「入所の際に」と，同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは，要介護認定」とあるのは「要介護認定」と，第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と，第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有す</p>

現行	改正案
<p>るのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第187条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 略</p> <p>(準用)</p> <p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、<u>第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで</u>、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所</p>	<p>る者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第187条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p>7 略</p> <p>(準用)</p> <p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、<u>第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで</u>、第106条の2、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型</p>

現行	改正案
<p>者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(<u>施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護</u>に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第191条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u></p> <p>(5) 略</p>	<p>介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(<u>法第8条第23項第1号に規定するもの</u>に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第191条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p>

現行	改正案
<p>8～14 略 (管理者)</p> <p>第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>2・3 略 (指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第197条 略</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当かつ適切に行うものとする。</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>8～14 略 (管理者)</p> <p>第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>2・3 略 (指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第197条 略</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当かつ適切に行うものとする。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置</p>



現行	改正案
<p>(7)～(11) 略 (記録の整備)</p> <p>第201条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第197条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(10) 略 (準用)</p>	<p>等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(8)～(12) 略 (記録の整備)</p> <p>第201条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第197条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(10) 略 (準用)</p>

現行	改正案
<p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項から第5項まで並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条第3項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、<u>第106条及び第106条の2</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項から第5項まで並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条第3項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>

・成田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。第16条において同じ。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは<u>指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。第16条において同じ。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(同条第7項及び第71条</u></p>

現行	改正案
<p>による改正前の法第48条第1項第3号に規定する<u>指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。</u>の運営(同条第7項及び第71条第9項において「<u>指定居宅サービス事業等</u>」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p>	<p>第9項において「<u>指定居宅サービス事業等</u>」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p>
<p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができる。</u></p>	<p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することができる。</p>
<p>2 略</p> <p>(揭示)</p>	<p>2 略</p> <p>(揭示)</p>
<p>第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p>	<p>第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。</p>
<p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲</p>	<p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代える</p>

現行	改正案
<p>示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第24条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第42条 略</p> <p>(1)～(9) 略</p>	<p>ことができる。</p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第24条の規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(5) <u>第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) <u>第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第42条 略</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p>

現行	改正案												
<p>(10)～(13) 略</p> <p>(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 略</p> <table border="1" data-bbox="174 734 1115 1252"> <tr> <td data-bbox="174 734 571 1204">当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td> <td data-bbox="571 734 963 1204">指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u>又は介護医療院</td> <td data-bbox="963 734 1115 1204">介護職員</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="174 1204 1115 1252">略</td> </tr> </table> <p>7～13 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模</p>	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u> 又は介護医療院	介護職員	略			<p>(11) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(12)～(15) 略</p> <p>(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 略</p> <table border="1" data-bbox="1146 734 2087 1066"> <tr> <td data-bbox="1146 734 1543 1018">当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td> <td data-bbox="1543 734 1939 1018">指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院</td> <td data-bbox="1939 734 2087 1018">介護職員</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1146 1018 2087 1066">略</td> </tr> </table> <p>7～13 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模</p>	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員	略		
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u> 又は介護医療院	介護職員											
略													
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員											
略													

現行	改正案
<p>多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、<u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)</u>の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。))が、<u>指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。)</u>、<u>指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年千葉県条例第68号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)</u>第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。))<u>又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)</u>の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。))に従事することができる。</p> <p>2・3 略 (身体的拘束等の禁止)</p>	<p>多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、<u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>2・3 略 (身体的拘束等の禁止)</p>

現行	改正案
<p>第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p>第63条の2 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。</u></p>



現行	改正案
<p>(記録の整備)</p> <p>第64条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間, その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(8) 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は, 共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし, 当該管理者は, 共同生活住居の管理上支障がない場合は, 当該共同生活住居の他の職務に従事し, 又は同一敷地内にある他の事業所, 施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第79条 共同生活住居の管理者は, 同時に介護保険施設, 指定居宅サービス,</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第64条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間, その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(8) 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は, 共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし, 当該管理者は, 共同生活住居の管理上支障がない場合は, 当該共同生活住居の他の職務に従事し, 又は他の事業所, 施設等の職務に従事することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第79条 共同生活住居の管理者は, 同時に介護保険施設, 指定居宅サービス,</p>

現行	改正案
<p>指定地域密着型サービス，指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は，本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所，病院，診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし，<u>これらの事業所，施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は，この限りでない。</u></p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第83条 略</p>	<p>指定地域密着型サービス，指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は，本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所，病院，診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし，当該共同生活住居の管理上支障がない場合は，この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第83条 略</p> <p>2 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては，次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を，常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を，常時確保していること。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，1年に1回以上，協力医療機関との間で，利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに，協力医療機関の名称等を，市長に届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で，新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をい</u></p>

現行	改正案
<p>2・3 略 (記録の整備)</p> <p>第85条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間, その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(7) 略</p>	<p><u>う。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は, 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては, 当該第二種協定指定医療機関との間で, 新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は, 利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に, 当該利用者の病状が軽快し, 退院が可能となった場合においては, 再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7・8 略 (記録の整備)</p> <p>第85条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間, その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(7) 略</p>

現行	改正案
<p>(準用)</p> <p>第86条 第11条, 第12条, 第14条, 第15条, 第23条, 第24条, 第26条, 第28条の2, 第31条から第34条まで, 第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。), 第56条, 第59条及び第61条の規定は, 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において, 第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第28条の2第2項, 第31条第2項第1号及び第3号, 第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と, 第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と, 第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第86条 第11条, 第12条, 第14条, 第15条, 第23条, 第24条, 第26条, 第28条の2, 第31条から第34条まで, 第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。), 第56条, 第59条, 第61条及び第63条の2の規定は, 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において, 第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第28条の2第2項, 第31条第2項第1号及び第3号, 第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と, 第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と, 第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>

・成田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は, 指定居宅介護支援の事業を運営するに当たって</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は, 指定居宅介護支援の事業を運営するに当たって</p>

現行	改正案
<p>は、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター，老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター，他の指定居宅介護支援事業者，指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)，介護保険施設，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等及び市との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は，利用者の数が<u>35</u>又はその端数を増すごとに1とする。</p>	<p>は、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「<u>地域包括支援センター</u>」という。)，老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター，他の指定居宅介護支援事業者，指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)，介護保険施設，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等及び市との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は，利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け，又は法第115条の23第3項の規定により<u>地域包括支援センター</u>の設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて，当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第1項第31号において同じ。))を行う場合にあっては，当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に<u>3分の1</u>を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が<u>44</u>又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず，指定居宅介護支援事業所が，公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービ</p>

現行	改正案
<p>(管理者)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)</u>がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数<u>のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等</u>について説明を行い、理解を得なければなら</p>	<p><u>ス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等</u>について説明を行い、理解を得なければならない。</p>

現行	改正案
<p>ない。</p> <p>3・4 略 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第15条 略 (1)・(2) 略</p> <p>(3)～(13) 略</p> <p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の</p>	<p>3 <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</u></p> <p>4・5 略 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第15条 略 (1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならないこと。</u></p> <p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(5)～(15) 略</p> <p>(16) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の</p>

現行	改正案
<p>提供を受けたときその他必要と認めるときは、当該利用者の服薬状況、口腔機能その他の当該利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、当該利用者の同意を得て<u>主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するもの</u>とすること。</p> <p>(15) 略</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し、利用者</u>に面接すること。</p> <p>イ 略</p> <p>(16)～(28) 略</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により、指定</p>	<p>提供を受けたときその他必要と認めるときは、当該利用者の服薬状況、口腔機能その他の当該利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、当該利用者の同意を得て<u>主治の医師等又は薬剤師に提供するもの</u>とすること。</p> <p>(17) 略</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、利用者<u>に面接すること。</u></p> <p>イ <u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者</u>に面接するときは、<u>利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者</u>に面接することができるものとする。</p> <p>(ア) <u>テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p>(イ) <u>サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p>a <u>利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p>b <u>利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p>c <u>介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(18)～(30) 略</p> <p>(31) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により、<u>地域</u></p>



現行	改正案
<p>介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならないこと。</p> <p>(30) 略</p> <p>2 前項第3号から第12号までの規定は、<u>同項第13号</u>に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(揭示)</p> <p>第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>第15条第1項第13号</u>に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 略</p>	<p><u>包括支援センターの設置者</u>である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならないこと。</p> <p>(32) 略</p> <p>2 前項第5号から第14号までの規定は、<u>同項第15号</u>に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(揭示)</p> <p>第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(<u>以下この条において単に「重要事項」という。</u>)を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>第15条第1項第15号</u>に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 略</p>

現行	改正案
<p>(3) <u>第18条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第9条(前条において準用する場合を含む。))及び<u>第15条第27号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。</u>については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(3) <u>第15条第1項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第18条の規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(5) <u>第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) <u>第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第9条(前条において準用する場合を含む。))及び<u>第15条第1項第29号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。</u>については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 略</p>

・成田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)</u>ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第5条 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の業務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターの業務に従事することができる。</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第5条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の業務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターの業務に従事することができる。</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援</u></p>

現行	改正案
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者</u>又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合は、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 略</p>	<p><u>専門員(主任介護支援専門員を除く。)</u>を第1項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>4 <u>前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u></p> <p>(2) <u>管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者</u>又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合は、担当職員(<u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。</u>)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 略</p>

現行	改正案
<p>(利用料の受領)</p> <p>第12条 略</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が第3条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>(掲示)</p> <p>第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>(利用料の受領)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が第3条、この章及び次章の規定<u>(第32条第1項第32号の規定を除く。)</u>を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>(掲示)</p> <p>第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u>を掲示しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>2 指定介護予防支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>第32条第1項第14号</u>に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>第32条第1項第7号</u>に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ 略</p> <p>エ <u>第32条第1項第16号</u>に規定する評価の結果の記録</p> <p>オ <u>第32条第1項第14号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3) <u>第17条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p>	<p>2 指定介護予防支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>第32条第1項第16号</u>に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>第32条第1項第9号</u>に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ 略</p> <p>エ <u>第32条第1項第18号の規定による評価の結果の記録</u></p> <p>オ <u>第32条第1項第16号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3) <u>第32条第1項第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第32条第1項第3号及び第4号において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第17条の規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(5) <u>第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p>

現行	改正案
<p>(5) <u>第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</u></p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3)～(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>ア <u>少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接すること。</u></p>	<p>(6) <u>第28条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</u></p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(5)～(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>ア <u>少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、当該利用者に面接すること。</u></p> <p>イ <u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</u></p>

現行	改正案
<p>イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により当該利用者に面接するよう努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により当該利用者との連絡を実施すること。</p> <p>ウ 略</p> <p>(18)～(29) 略</p> <p>2 前項第3号から第13号までの規定は、同項第14号に規定する介護予防サービ</p>	<p>(ア) <u>テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p>(イ) <u>サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p>a <u>利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p>b <u>利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p>c <u>担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p>ウ <u>サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u></p> <p>エ <u>利用者の居宅を訪問しない月(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)</u>においては、可能な限り、指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により当該利用者に面接するよう努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により当該利用者との連絡を実施すること。</p> <p>オ 略</p> <p>(20)～(31) 略</p> <p>(32) <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならないこと。</u></p> <p>2 前項第5号から第15号までの規定は、同項第16号に規定する介護予防サービ</p>



現行	改正案
<p>ス計画の変更について準用する。</p> <p>第34条 第3条及び第2章から前章まで(第14条並びに第27条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、第12条中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定により介護予防サービス計画費(同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。))が指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の支給」とあるのは「特例介護予防サービス計画費(法第59条第1項に規定する特例介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。))の支給」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第9条(前条において準用する場合を含む。))及び第32条第27号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	<p>ス計画の変更について準用する。</p> <p>第34条 第3条及び第2章から前章まで(第14条並びに第27条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、第12条第1項中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定により介護予防サービス計画費(同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。))が指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の支給」とあるのは「特例介護予防サービス計画費(法第59条第1項に規定する特例介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。))の支給」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第9条(前条において準用する場合を含む。))及び第32条第1項第29号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>

現行	改正案
2 略	2 略

○議案第19号資料

・成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(開所時間) 第3条 センターの開所時間は、 <u>午前9時30分</u> から午後4時30分までとする。 2 略	(開所時間) 第3条 センターの開所時間は、 <u>午前9時</u> から午後4時30分までとする。 2 略

○議案第20号資料

・成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案														
別表第4	別表第4														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>川岸防音集会所</td> <td>成田市滑川813番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		川岸防音集会所	成田市滑川813番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>川岸防音集会所</td> <td>成田市滑川813番地</td> </tr> <tr> <td>小泉防音集会所</td> <td>成田市小泉445番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		川岸防音集会所	成田市滑川813番地	小泉防音集会所	成田市小泉445番地1
名称	位置														
略															
川岸防音集会所	成田市滑川813番地														
名称	位置														
略															
川岸防音集会所	成田市滑川813番地														
小泉防音集会所	成田市小泉445番地1														

○議案第21号資料

・成田市営住宅条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>ウ <u>婦人相談所等</u>による配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者及びこれに準ずる者として市長が認める者</p> <p>(9) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(配偶者暴力防止等法第28条の2において<u>これらの規定を準用する場合を含む。</u>)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>ウ <u>女性相談支援センター等</u>による配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者及びこれに準ずる者として市長が認める者</p> <p>(9) 略</p> <p>3 略</p>

○議案第22号資料

・成田市開発行為等の基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 法第18条の2第1項に規定する基本方針等において流通業務の用に供する施設又は工業施設として規則で定める施設(以下「流通業務施設等」という。)の用に供する土地として利用を図ることとされている土地の区域のうち、次のいずれにも該当する区域として市長が指定する区域において、流通業務施設等の建築を目的として行う開発行為であつて、当該区域において市長が定める公共施設の計画に適合するもの</u></p> <p><u>ア 流通業務施設等の建築を目的とする開発行為を行うことにより、周辺における市街化を促進するおそれがないと認められること。</u></p> <p><u>イ 市街化区域内において流通業務施設等の建築を目的とする開発行為を行うことが困難又は著しく不相当と認められること。</u></p> <p><u>ウ 政令第29条の9各号に掲げる区域(災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。)を含まないこと。</u></p> <p><u>2 市長は、前項第6号の規定により区域を指定しようとするときは、あらかじめ、成田市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項第6号の規定により区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項第6号の規定による区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。</u></p>

現行	改正案
<p>(政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物)</p> <p>第8条 政令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物は、<u>第6条各号</u>に規定する開発行為に係る予定建築物の要件に該当する建築物とする。</p>	<p><del>5 第1項第6号及び前3項の規定は、同号の規定により指定した区域の変更又は廃止について準用する。</del></p> <p>(政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物)</p> <p>第8条 政令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物は、<u>第6条第1項各号</u>に規定する開発行為に係る予定建築物の要件に該当する建築物とする。</p>

○議案第23号資料

・成田市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任の免除に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任の免除に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>

・成田市水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に</p>

現行	改正案
ついて議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任の免除に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	ついて議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任の免除に係る賠償額が20万円以上である場合とする。